

令和5年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和5年12月14日(木曜日)

○日時 令和5年12月14日 午前10時35分開会
○場所 議場
○議件
1. 議案第10号 令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第12号 令和5年度網走市下水道事業会計補正予算

○出席委員(8名)

委員長 井戸達也
副委員長 石垣直樹
委員 小田部 照
澤谷 淳子
立崎 聡一
深津 晴江
松浦 敏司
山田 庫司郎

○欠席委員(0名)

○議長 平賀 貴幸

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(7名) 金兵 智則
栗田 政男
里見 哲也
永本 浩子
古田 純也
古都 宣裕
村椿 敏章

○説明者

副市長 後藤 利博
観光商工部長 伊倉 直樹
建設港湾部長 立花 学
水道部長 柏木 弦
新庁舎開設準備室長 武田 浩一
新庁舎開設準備室次長 小松 広典
商工労働課長 中村 幸平
観光商工部参事 野口 公希

都市整備課長 村上 雅彦
港湾課長 高橋 勉
営業経営課長 佐々木 修司
下水道課長 中村 昭彦
新庁舎開設準備室参事 大嶋 尚士
新庁舎開設準備室参事 遠藤 崇哲
新庁舎開設準備室参事 山縣 叔彦
新庁舎開設準備室参事 高橋 剛
新庁舎開設準備室参事 日野 智康
新庁舎開設準備室参事 古田 孝仁

○事務局職員

事務局長 岩尾 弘敏
次長 石井 公晶
総務議事係 山口 諒

午前10時35分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案2件について審査をいたします。

本日の進行ですが、観光商工部、建設港湾部、水道部、新庁舎開設準備室関係分の議案について、理事者を入替えしながら、順次審査をいたします。

それでは、まず初めに議案第10号令和5年度網走市一般会計補正予算中、価格高騰対策事業、地域応援商品券事業について、繰越明許費補正が関連しておりますので併せて説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 追加議案資料8ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算、商工振興費、地域応援商品券事業について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰に対する生活支援及び地域内の消費喚起を図るため、必要な経費を追加補正するとともに年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度へ繰越しするものでございます。

経費の内訳は、商品券、チラシの印刷費などが383万7,000円、商品券配付に関する郵送料や事業周知の広告料などが975万2,000円、商品券配付に当た

つての封入作業、事業者登録、換金に関する事務などの業務委託費として324万5,000円、使用された商品券の換金交付金として2億4,500万円、事業費合計2億6,183万4,000円でございます。

2. 補正額(1)歳出予算ですが、補正前の額が2億6,135万2,000円、今回の補正額が2億6,183万4,000円で、補正後の額は5億2,318万6,000円としようとするものでございます。

財源内訳は、国庫補助金が9,326万円、基金繰入金金が1億6,857万4,000円でございます。

(2)歳入予算は記載のとおりとなり、補正前の額、今回の補正額、補正後の額は、記載のとおりでございます。

3. 繰越明許費は、事業費の一部とし、内訳は記載のとおりでございます。

9ページになりますが、4. 事業の概要として、金券額面1セット7,000円の地域応援商品券を市民の方全員へ配付するものでございます。

配付につきましては、世帯ごとの構成人数に応じたセット数を郵送、ゆうパックにより配付するものでございます。

商品券の配付は2月の上旬から順次行う予定をしており、使用期間は令和6年の3月1日から5月31日までの3か月間とするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 この、市民お一人お一人にというので大変前回も好評だったのですが、前回のときの例として、受け取れなかった、この商品券が結局、届かなかったという、長期入院とかいろいろとあると思うんですけれども、そういう方は何件かありましたでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 7月に実施した際の商品券事業ですが、配付率全体といたしましては、98.91%の方にお届けをすることができました。さらに、利用率につきましても同様に98.1%となっております。全体として、お手元に届いた商品券を一定程度、御利用いただけたのではないかなと考えております。

○澤谷淳子委員 非常に評判も良かったのでわかりました。

ありがとうございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○深津晴江委員 市民の皆様には、大変ありがたい

応援金だというふうには思っております。

ただ、前回もあったのですが、あそこに届いてこちらに届かないと。順次っていうふうには書いているんですが、もし地域によって発送する時期があるのだったら、それをちょっと市民の方にお知らせしておく、こういう順番で回っているんだということがわかれば、安心して待てるのかなというふうに思いますので、何かこんなふうに郵送します、一気に確かに難しいというふうに思いますので、もし地域割とかそういうのがありましたらそこら辺も御配慮いただければなというふうに思います。

それと、ちょうど年度末、年度変わりであることなので、多分転勤で異動ですとか、あと進学のために網走を離れるとかっていう方もいらっしゃると思いますので、ぜひ住民票があることが大事なんだよってところの多分周知はしていただけたらと思うのですが、ぜひ強調していただければいいなというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 大変、喜ばれるものだというふうに思うのですが、ざっとですけれども、経済波及効果という点では、どんな見込みといたしますか、前回の教訓も踏まえて、どんなふうな試算をしているのかなと、その辺伺いたいと思います。

○中村幸平商工労働課長 商品券事業に関する経済波及効果でございますが、令和4年の12月、また、今年度7月に2回配付型の実施しております。

それぞれの際にアンケート調査を実施しております。そこからの推計でございますが、それぞれ発行額面に対しまして1.14倍程度、これは、令和4年の12月に実施した際も、今回の7月に実施した際も、誤差としましては、0.1%以下の倍率の差ぐらいなんですけれども、おおむね1.14倍から1.15倍程度の消費、実際の支払った金額というところがアンケートから推計されております。

それを基に計算しますと、一応発行額面といたしましては、2億4,500万円の今回、金額でございますことから、見た目上、見た目上といたしますか、推定上の経済波及効果は2億7,900万円程度が見込まれるところでございまして、これにつきましては商品券を直接支払いといたしますか、買い物に直接使った部分として2億7,000万円程度、さらにそれに関連する取引などが発生してくる部分がそこについて

は把握している部分ではございませんけれども、その部分も含めまして、一定程度の経済効果があるのではないかと捉えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに。

○小田部照委員 私のほうからもちよっと確認させていただきますが、物価の高騰ということで必要な重要な支援だと理解しているところでありますが、この配付時期並びに使用期間なんですけれども、これ2月上旬から配付し、使用が3月から5月いっぱいとなっています。

今この市民は12月、冬のやっぱりこの物価高騰、暖房費、この一番苦しい時期、生活が大変なのは冬にやっぱり暖房費がかさんで大変になる。何とかこれ、早急に配付して使用できるようなことはできなかったのでしょうか。何でこの時期なんですか。

○中村幸平商工労働課長 委員おっしゃいますようにできるだけ早くお手元にお届けをして御利用いただく、それが基本になってくる部分、御理解させていただくというか、全く理解できる場所であると思っております。

その上でなんですけれども、本日、議会のほうで御承認を頂き、予算が措置された場合、ここからの準備期間を含めると、1月中に各事務系の書類を含め、商品券の印刷発行などの準備は1月いっぱい整えた上で2月中に配付を開始できるところに進めていきたいと今考えているところでございます。その上でなんですけれども、7月の際にもアンケートなどでも出てきたのですけれども、やはり、先ほど深津委員からもありましたが、隣の家は届いたが、こちらには届いていない。それは全く不公平ではないかというような御意見を頂戴する場面もありました。冬季間ということもございまして、発送、受け取りまでの期間というのが夏の期間よりもかかるということも伺っております。そうしますと、2月の当初と2月の終盤のところ、受け取りに大きく言えば、4週間、1か月程度差が出るケースというのものはないわけではないというふうにも伺っております。その上で、お手元に届いたところできちんと利用する期間を3か月確保するということで、3月から5月までの利用期間を設定させていただこうというものでございます。

また暖房費の部分、ここについては、自分も含めて燃料費高くなっていうところ、感じているところがございますので、そういったところにももちろん支

援として直接使えれば、ベストであると考えますが、3月以降、使用できる商品券というのが、お手元に届くということをお手元を何とか御理解いただいた上で、年度変わりの、特にお子様などが学校で学年が変わるケースというのはどうしても持ち出しが増えるケースなどもございます。

年度変わりの時期にきちんと、サポートができるような形で今回の利用期間を設定しようとするものでございます。

○小田部照委員 スケジュール感的になかなか大変厳しい、これがいっぱいいっぱいということ、今の御説明で理解するところではありますけれども、届いた順から使えるような使用期間にするってということは、やっぱり公平感に欠けるという意味での配慮なのでしょうか。

そしてあわせて、この2月上旬に配付したものは3月から使えるようにする予定なんですけれども、2月中には、全部が完了するというような見通しということでもよろしいですか。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおり、お手元に届くタイミング、その公平感を今回については、重要視した形でございます。利用できるタイミングがお手元に商品券がきちんと届くように発送期間を一定程度取る。それが2月の間に発送を完了させて3月から御利用いただけるような形でスケジュールを今組んでいる状況でございます。

ですので、2月中にお手元に当然ゆうパック不在の形もございまして、不在期間の受け取りですとかそういったところでタイムラグというのがゼロということではないかと思っておりますが、利用開始前までにお手元のほうに配付のタイミングが訪れるということで考えております。

○小田部照委員 これは本当に困っている物価の高騰でね、大変苦しんでいる市民を助けるための事業ということで大変ありがたいことなんですけれども、今の公平感という部分でも、一定程度理解できる話なんですけれども、でもそんなに例えば2月の頭に来たこの使える7,000円のものを使わないで1か月も置いておくのかというようなお話もあるんでしょうし、僕はこれ届いたところから、即使えるようにしても、別に市民の皆さん、逆にそっちの方がありがたいという声のほうが多いと思うんですけれども、その辺の考え方どうでしょうかね。

○中村幸平商工労働課長 お手元に届いた順に御利用いただくという形の考え方ももちろんあるかと考

えております。

一方、アンケート調査の中で7月に実施した際にその際は3週間程度、7月の中旬から8月の中旬ぐらいまでをかけて、配付をしたところなんですけれども、実際にその際のアンケート、あるいは、直接的に隣の御家庭には届いているけれども、うちのところでは届いてないぞといった声なども、直接頂く機会がございましたので、やはり、そういったところでの不公平感っていうのをできる限り解消したいという意図で利用開始の時期というのを一律に定めさせていただこうとするものでございます。

○小田部照委員 すいません。

ちょっと僕、もう一回確認したい。

前回配ったときは、配ったときから使えたものでしたか。それとも何か、どうだったんですか。

○中村幸平商工労働課長 前回、7月の商品券実施の際は、到着時点から御利用頂ける形で7月の中旬から発送を開始いたしまして、9月30日までの利用期間ということで、実施したところでございます。

○小田部照委員 届いた、届かないでちょっとした誤差、こっちは届いていないぞっていう話があったのは僕も聞いておりますけれども、でも、今回もそのような形のほうが市民はありがたいと思うんですよ。ていうのも1か月も使えないまま置いておいて、ちょっと変なあれですけども、紙切れなのでお年寄りのね、おじいちゃん、おばあちゃんなんてどこにしまったのかわからない、使いたくても紛失したとか、もう届いているのだからそれは保障もしないのしょうけれども、そういう何か違ったトラブルも生まれてしまうような気もしないでもないのですけれども、その辺、どうですか。この着いた順に使えるような制度に、今まで従来どおりの形にしたほうがいいのかという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 今回、今回といたしますか、これまでに実施してきた商品券事業のアンケートの積み重ね、あるいはいろいろな声を伺っている中で、一応今回につきましては、利用の開始期間、利用期間について一律と定め、またその前段、お手元に届くことを公平性の観点というところから、この形で進めさせていただきたいと思っているところでございます。

○小田部照委員 今のちょっと考え方は、わかりました。

一旦終わります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 今回も非常にありがたい事業で国の物価高騰に対する交付金にふるさと納税の基金を上乗せする形で使われる事業かと思います。

前回の際にも、駆け込みで最終日に使われる方が非常に多くてですね、そのたまったチケットを商工会議所に持って行って、後日、入金されるっていう流れだったんですけども、その入金のスパンをできるだけ、短くしていただくと資金に余力のないお店にとっては、資金繰りが楽になるんですよ。その日々の売上げを仕入れのお金に払ったり、また、賃金に払ったりするので、できるだけ短くしていただけることってできないでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 換金の事務に関する部分でございますが、基本的には月2回程度2週間程度を1まとめの区切りといたしまして、市のほうに引継ぎを行い、そこでできるだけ、速やかにお手元のほうにお金が戻るような形で進めてきております。

今回につきましても同様の形で、事務的な部分の負担を勘案しながらですけども、そのような形で進めたいと考えております。

○石垣直樹委員 わかりました。

できるだけ短くなれば、資金繰りが楽になりますので、今後検討をお願いしたいのと、ちなみに前回、配付して利用された率とか、もし出ているのだったら参考までに教えて欲しかったんですけども。

○中村幸平商工労働課長 繰り返しになりますが、前回、配付率につきましては98.91%、利用率につきましてはそのうちの98.1%ということになっております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 今、小田部委員とのちょっと議論を聞いていまして、私もですね、なるべくやっばり早く使えるようにと、こういう思いがあるんですが、その配付の仕方なのですが、届く日数が1日で届くところ、2日で届くところとあると思いますが、これ一斉に配付するのですか。それとも、地域ごとに何日かタイムラグのある中で、発送していく考え方でいるのか。その発送の仕方をちょっと教えていただきたいのですが。

○中村幸平商工労働課長 商品券の発送のスケジュールの組み立てでございますけれども、こちらにつきましては郵便局のほうに委託をしまして、ゆうパックで実施するところでございます。

郵便局につきましては、全戸配付というところにつきましましては、ブロックを一定程度の数で区切ったものを一斉にそのエリアにまいていくというような形になっております。ですので、同じ丁目であっても、道路を挟んで向かいのブロックになった場合には、配送のスケジュールが異なるということも伺っております。

全世帯といたしましては、1万8,000世帯ほどありますので、通常郵便、選挙のはがきなどもそうですけれども通常郵便など一斉に配達する場合で1週間から10日程度、今回のケースで言いますとゆうパック、荷物の受け取り作業などを考えますので、そういった部分、また冬というところがありますので、1か月程度の猶予期間も含めて、スケジュールを組み立てているというところで確認しております。

○山田庫司郎委員 受け取り、基本的には直接渡すのだというふうに思うのですが、不在の場合については何回かお邪魔をして渡すことになりますから、これは大分期間がかかる可能性はあるのですが、今お聞きしますと、ある程度その郵便局の状況もあると思います、10日ぐらいでは大体全ての世帯に1回届くような状況というはあるのかなとちょっと勝手に思うのですがね。だから、発送するときに10日以内には大体着きますよっていう形だね、皆さんに周知をする中で発送して、そして個人の事情で遅れることは、個人も理解はするんだらうというふうに私はちょっと思うのですが、市民サービスですから、公平性も大事なものは十分わかるのですが、こういう時期ですから、やっぱり早く使えるようにするのも私は市民サービスだと思うのですがね。その辺、やっぱりどうなのでしょうかね。

○中村幸平商工労働課長 まず、配送スケジュールの部分でございます。

今、委員のほうから一般的にという10日程度で一回りできるのではないのかというところでございますが、こちらにつきましては、通常郵便の想定であれば、そういったところの日程でも、回れるのではないかと、当然、天候状況というのもございますので、その伸び縮みはあるかと思いますが、今回予定しておりますのは前回と同様にゆうパックということで、一回一回の件数というところ、1件当たりにかかる時間というのが通常郵便の投函で済むものではございませんので、時間的に言いますと、通常的时间よりも要す、日程的にも1件にかかる時間が

かかるためにトータルの件数をカバーして全戸を回る部分についても、日数がかかるという部分がございます。

その上で不在票などのやり取りがございますので最終的に3週間から4週間程度、当初の配送開始からは最後、お手元に届くまでにどうしても、ずれが生じてしまうということで伺っております。

○山田庫司郎委員 やっぱり天候のこともありますし、体制のこともあるし、ゆうパックだっていうことですから大変だと思います。だから、かかるころについては本当に1か月ぐらいかかってから、手元に届く場合もきつとあるんだらうと思いますが、公平感、確かに私もそれは大事だと思います。前回のとき、やっぱり苦情が多くあったということも、原課としてやっぱりそこは配慮された今回の対応だとは思うのですがね。逆に市民サービスというのはどういうふうにして考えるかということも一つあると思うのですが、やっぱり早く届くところはかなり私は多いんだと思いますよ。10日以内か1週間ぐらいには届くんだと思います。そういう方たちがやっぱり1日も早く使えることにしてやるのも、私は市民サービスだっていうことを市民に私は自信を持って伝えることも、役所としての仕事かなというふうになっちゃうと思うのですが、その辺どうでしょう。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘の部分につきまして、そういった考え方、全く否定するものでございませぬし、自分も手元に届いたら早く使いたい、その気持ちも十分理解できるところであります。

その上でなんですけれども、実際、前回のアンケート調査、苦情などの全体の割合から言いますと、アンケート調査の中でそういった配付方法、到達タイミングに関するアンケートの苦情っていうのが全体のやはり2割から3割程度、そういった声も出ていたのも事実でございます。

やはりそういった点を考えますと、利用できる機会というのがそれぞれの中で、バラつきができる限りないようにするというのも重要ではないかというところを考えておりますので、今回のスタイルでの実施とさせていただきたいと考えております。

○山田庫司郎委員 どうだこうだ頑張っただらうというふうにはちょっと思わないのですが、逆にですね、早く届いたのに使えないという苦情が私はまた来るのではないかと考えていますけれども、そこはやってみなきゃわからないと、それはわかりますけ

れども、やる前に対応できることはしていかなきゃ駄目なんです。やってみなきゃわからないって試行をやるわけじゃないのだし。これがまた続くわけかどうかもわからないわけなんだから。原課の考え方としては理解といたしますか、わかりましたのでこれ以上言いません。

はい、わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りをいたします。

議案第10号令和5年度網走市一般会計補正予算中、観光商工関係分は、全会一致により、原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に移る前に、ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○井戸達也委員長 それでは次に、議案第10号中、橋梁長寿命化修繕事業について、繰越明許費補正が関連しておりますので併せて説明を求めます。

○村上雅彦都市整備課長 それでは、追加議案資料の10ページを御覧ください。

令和5年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、橋梁長寿命化修繕事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明をさせていただきます。

1の補正の理由及び内容であります。国の補正予算を活用し、橋梁の長寿命化を図るため、次の経費、委託料3,650万円、工事請負費1億4,800万円、合計1億8,450万円を追加補正し、事業費の一部追加補正分につきまして、翌年度に繰り越すものでございます。

2の補正額であります。1の歳出予算につきましては、歳出予算の補正前の額が1,500万円、補正する額1億8,450万円、補正後の額1億9,950万円、財源内訳につきましては、補正額に対する国庫補助金1億1,070万円、市債7,380万円でございます。

歳入予算につきましては記載のとおりであります。

3の繰越明許費の内訳についてであります。今回の補正額1億8,450万円全額を翌年度に繰り越すものでございます。

また、工事箇所につきましては11ページ、12ページを御参照願います。

都市整備課からは以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 非常に補助率も良くてですね、ありがたい事業だというふうに思います。

ただ橋ですし、河川関係等絡むので冬季の工事のほうがいいのかもしれませんが。繰越ということで、こういう予算計上になっています。それで発注はやっぱり、年内か年度内にはもちろんするというところで、一部分は今年度内に工事にかかる予定であるということで考えてよろしいですか。

○村上雅彦都市整備課長 現在のところですね、委託発注等につきましては、雪が解けてからの現地入りになりますので、それは、年度を越えてからの発注になるかと思えます。

工事につきましてもですね、河川が絡みますので関係機関と協議をした上で、来年度の冬に行う工事がメインになると思えます。

○山田庫司郎委員 国の補助が年度内についたので繰越の措置をして、今年度で予算化しておかなきゃならないという経緯だと思うんです。工事が来年でしたら新年度予算でいいわけで、ただ、国の補助がもしかしたら、もらえなくなる可能性が多分にあるということで、推察させていただきます。

それでは、調査と実際の現場での工事が入っていますが、これ、郊外の小さな橋も含めてですが、相当の橋梁の箇所があるんですが、このほかにも相当、修繕、修理しなければならない橋というのは、まだかなり残っているんでしょうか。

○村上雅彦都市整備課長 橋梁につきましては、5年に1度の定期点検が義務づけられております。現在までに2巡目の定期点検が終わりました。令和4年度末で2巡目が終わります、令和6年度から3巡目に入っていくことになると思っております。

現在ですね、橋梁の点検の結果から言いますと、緊急に修繕が必要とされている橋梁は、90橋のうち29橋というのが2巡目の点検が終わった段階での結果となっております。

○山田庫司郎委員 緊急を要するっていうことは、今通行止めしているとかそういうのではなくて、通行ができていない状況なんですか。

○村上雅彦都市整備課長 修繕に早急にかかるようにという結果が出ているのが29橋で、通行止め等が

発生している橋梁につきましてはございません。

○山田庫司郎委員 橋というのはですね、本当に受益者が少ない場合もありますけれども、この橋がなかったら本当に通行できないっていう箇所もあるわけで、今お聞きしたように通行止めにはならないようですから、対策をやっばり、国の補助ももちろん頂くことも前提だと思いますが、29橋まだ残っているようですし、また、6年度で調査した段階で減ることはないと思います。また増えてくる可能性は多分にあるわけなので、ぜひ計画的にですね、道路もありますけれども、橋梁の長寿命化を含めた修繕、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第10号中、港湾整備費、国直轄港湾整備事業負担金について、繰越明許費補正が関連しておりますので併せて説明を求めます。

○高橋勉港湾課長 追加議案資料の13ページを御覧ください。

令和5年度一般会計港湾建設費補正予算、国直轄港湾整備事業負担金の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、国の補正予算により、南防波堤の改良工事に伴う国直轄港湾整備事業負担金として、所要の経費を追加補正するものです。また、年度内の事業完了が見込めないことから、負担金の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

2の補正額であります、歳出予算では、補正前の額が6,045万円、補正額が5,250万円の追加、補正後の額が1億1,295万円となり、財源内訳につきましては、全て市債でございます。

歳入予算については記載のとおりであります。

3の繰越明許費の内訳についてであります、5,250万円を繰り越すものであります。

工事の施工箇所につきましては、14ページの位置図を御参照願ひます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 これは国の直轄事業ですから、市がどうだこうだっていうふうには言えない立場だと十分理解します。

ただ、この南防波堤の改良工事ですが、既に先ほ

ど説明のあった6,000万にまた5,000万、足して1億1,000万の工事費になるんですが、これまだまだ、南防波堤というのは、改良工事というのはまだ残っていて、相当何年も続く可能性っていうのはあるんですか。

○高橋勉港湾課長 直轄からお聞きしている部分によりますと、この南防波堤の完了予定につきましては、令和10年代前半を予定しているということで、まだ当面ですね、この事業は続いていくものと考えております。

○山田庫司郎委員 そうなりますと来年は、令和6年は年間1億ぐらいかかるかどうかはわかりませんが、まだまだこれは持ち出しが、市は可能性があるということをお頭にしておかなければならないということだよ。そういう状況で、年次計画は特に国から示されないのですか。10年完了でこういうふうにしていく予定だと、これお金がつかつかないかもありますから、計画通りいかないかもしれませんが、市には完了まではこのぐらいうるんだっていう話は事前にはなくて、今年分は何ぼって、ぼんって下りてくるんですか。

○高橋勉港湾課長 先ほど御説明したとおりですね、大枠の完了予定をお示しいただいている部分で、その都度、委員からも御指摘ありましたとおり、予算のつき方にも当然よろでしょうから、その都度ですね、協議をいただいて、それぞれ次の年度、次の年度の事業をやっていくというようなことになっております。

○山田庫司郎委員 直さなければならぬ場合については、これ当然、対応していかなくやらんわけで持ち出しはパーセントからすれば、市の持ち出しは少ないのかもしれませんが、市にとっては結構な支出になりますので、やっばり計画的にちゃんと考えていただいて、突発的に出てこないようにだけよろしく原課のほうで願ひします。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第10号令和5年度一般会計補正予算中、建設港湾部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定しました。

○井戸達也委員長 次に、議案第12号令和5年度網

走市下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 追加議案資料19ページ、資料7号を御覧願います。

追加議案第12号令和5年度網走市下水道事業会計補正予算について御説明いたします。補正の理由でございますが、社会資本整備総合交付金の補正予算を活用した建設改良補助事業の追加補正を行うものでございます。

補正額は、資本的支出の建設改良費につきまして、国の補正予算による増額となった事業費5,000万円でございます。補正後の額につきましては、4億7,576万円でございます。

国の補正に伴い増額となった5,000万円につきましては、本年度中に事業の完了を見込めないことにより、その額全額を翌年度に繰り越すものでございます。

なお、地方公営企業会計には、企業活動の円滑な実施を図るため、明許繰越制度がなく、年度内に支払い義務が生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越して使用できる予算の弾力的な執行が認められているため、繰越明許の設定はありません。

また、資本的収支につきましては、企業債及び国庫補助金の補正額の内訳予定額につきましても、記載のとおりでございます。

企業債限度額につきましては、企業債の額が変更したことにより、その限度額も変更しようとするものでございます。

補正前の限度額は2億6,460万円に2,500万円増額し、補正後の限度額を2億8,960万円に変更しようとするものでございます。また、補正により実施する箇所につきましては、20ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第12号令和5年度網走市下水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

ここで、理事者入替のため暫時休憩いたします。

す。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に議案第10号中、庁舎整備費、新庁舎移転事業について、繰越明許費補正が関連しておりますので併せて説明を求めます。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 追加議案資料の4ページを御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算のうち、庁舎整備費、新庁舎移転事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由につきましては、新庁舎への移転を効果的に行うため、次の経費を追加補正しようとするものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことにより、事業費を全額、翌年度へ繰り越すものでございます。

事業の内容につきましては、新庁舎移転に係る経費といたしまして委託料4,483万6,000円で、確実に移転作業が進捗するよう早期発注により人手や運送の確保などをしようとするものでございます。

補正額につきましては、歳出につきましては2の(1)補正額4,483万6,000円のうち、4,483万6,000円が基金繰入金となり、歳入につきましては、2の(2)のとおりでございます。

繰越明許費の内容は、繰入金として4,483万6,000円の繰り越しでございます。

事業の概要につきましては、新庁舎へ移転するに当たり、8月末の建物引き渡し後から庁舎移転までの間、ネットワーク敷設工事、通信機器設置、什器備品の搬入設置など、相当の数の事業者が新庁舎で作業することとなりますことから、緻密なスケジュール作成、並びに期間中の壁や床の養生、保護など建物の保全、それから最後の旧庁舎から新庁舎への書類や備品の輸送を業務委託しようとするものでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 確認だったのですけれども、この事業、やっぱりある程度、建物が建ってきて、このネットワークとかあったのですけれども、このほかにですね、これから計上されるかもしれない新たな費用っていうのは、想定では何かほかにあります

でしょうか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 今、考え得るといいますか、計画的に進めた場合に今回、提案させていただいた予算をもちまして最後まで完了する予定ではあるのですけれども、費用につきましてはですね、建設費と同様に、やはり人件費の高騰ですとかその部分、資材の高騰とかっていう部分もありますので、現在、考え得る予算をここでつけさせていただいているのですけれども、激変がなければ、このままいけるという形での予算を上げさせていただいております。

○澤谷淳子委員 それでは大体で結構ですので、見込みとして総額幾らというふうに考えればいいでしょうかね。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 今回、議決いただいた部分と、それから今、並行して御審議いただいている部分でございますけれども、全体の予算ベースでお話をさせていただきますと、今回の当初補正分の継続費に係る補正を含めまして61億5,100万円となりまして、本日追加で提案させていただきました什器備品が4億4,928万7,000円、それから引越し費用としまして4,483万6,000円を合わせますと66億4,512万3,000円となりまして、この分までの実施設計額57億300万円と比較しますと、9億4,212万3,000円の増というような金額になります。

またですね、これから説明する形になりますけれども、ネットワーク部分につきましては、実施設計から除くとされておりまして、前回の6月補正と今回の分を合わせまして7億2,830万4,000円がネットワークに係る分として予算を準備しているところでございます。この分を合わせますと総額で73億7,342万7,000円となります。

○澤谷淳子委員 70億を超えるということで、こんなにいろいろなものが高騰するとは思っていなかったのですけれども、一応、想定範囲という捉え方でいいのでしょうか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 もともと、実施設計でその時点での資材ですとか、人件費、いろいろとかかる建設費用につきましては、その時点で算出されておりますけれども、必要な都度、建設関係ですと補正予算を提案させていただいておりますけれども、その時々物価上昇分ということでございますので、その当時、そういう景気状況とかを予測していたかどうかと言われますと、なかなか予想ができないところではあるのですけれども、必要な

部分につきまして、補正予算等をお願いしているところでございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは次に、議案第10号中、庁舎整備費、新庁舎情報システム整備事業について、繰越明許費補正、債務負担行為補正が関連しておりますので併せて説明を求めます。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 追加議案資料の5ページを御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算のうち、庁舎整備費、新庁舎情報システム整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費並びに債務負担行為の設定について御説明させていただきます。

補正の理由につきましては、新庁舎への移転に当たり、情報システムの整備を行うための経費を追加補正しようとするものでございます。また、一部のシステムについては、北海道市町村備荒資金組合と5年償還の譲渡契約により行うため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことにより、事業費の一部を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

補正の内容は、新庁舎情報システムの整備に係る経費としまして、役務費408万2,000円、委託料4,232万円、工事請負費3億9,077万7,000円、備品購入費1,946万1,000円、合わせて4億5,664万円の追加となります。

補正額につきましては、歳出につきましては、2の(1)補正額4億5,664万円のうち、1億504万円が基金繰入金となり、市債が3億5,160万円でございます。

歳入につきましては、2の(2)のとおりでございます。

追加議案資料の6ページに移りまして、3の繰越明許費の内容でございますが、4億5,664万円のうち、4億4,921万1,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。

4の債務負担行為の内容でございますが、備荒資金により文書管理システムを整備するため、令和6年度から令和9年度まで2,154万1,000円の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

5の事業概要としまして、システム整備に係る事業といたしましては、新庁舎へのネットワーク敷設

工事及び現行使用しているサーバー類の移転などになります。

新規で設置するシステムといたしましては、音声通信システム、いわゆる電話交換機等含める電話関係のシステム、それからCity Wi-Fi、それから受付番号案内システムになります。

その他、情報備品の購入、職員研修、情報セキュリティ関係費用などでございます。

また、備荒資金により、文書管理システムを整備しようとするものでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司委員 ちょっと委員長にも提案したいのですが、次の議案についても関連しているのだと思うので、これ一緒にしたほうが議論しやすいように思うのですが、できればそうしてほしいのですけれどもいかがでしょうか。

○井戸達也委員長 ただいま、松浦委員のほうからそのような提案がありましたけれども、そのように進めるようにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

では、議案第10号中、庁舎整備費、新庁舎備品整備事業について、繰越明許費補正が関連しておりますので、御説明をお願いいたします。

○大嶋尚士新庁舎開設準備室参事 追加議案資料の7ページを御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算のうち、庁舎整備費、新庁舎備品整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてでございますが、新庁舎への移転に当たり、備品を整備するための経費を追加補正しようとするものでございます。

現在の庁舎における備品等の一部利活用を図りながら、実施設計に基づき、執務室等の省スペース化、プライバシーに配慮した相談室など、新庁舎のレイアウトや諸室の使い方に合わせて備品を整備しようとするものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことにより、事業費の全額を翌年度に繰り越そうとするものでございます。

補正額につきましては、歳出につきましては、2の(1)補正額4億4,928万7,000円のうち、1億1,238万7,000円が基金繰入金となり、3億3,690万円が市債となります。

歳入につきましては、2の(2)に掲載のとおりでございます。

3の繰越明許費の内容でございますが、4億4,928万7,000円のうち、事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、先ほどの議案第10号中、庁舎整備費、新庁舎情報システム整備事業について、繰越明許費補正、そして債務負担行為補正が関連しております。そして、議案第10号中、庁舎整備費、新庁舎備品整備事業について、繰越明許費補正が関連しております。これについて、質疑を受けたいと思います。

○松浦敏司委員 まず、素朴な疑問として、先日、既に新庁舎の関係で1億3,000万の補正があったと思うのです。なぜ、今回また追加案件として出てくるのか。その辺、早く出せたのではないかと思うのですけれども、なぜ追加になったのか伺います。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 本日の3件の補正予算につきましても、第4回定例会の当初分で準備を進めていたのですけれども、ネットワークにつきましては、クラウドを使うということで、利用するというので前例も少ないことから、ぎりぎりまで金額の調査に時間がかかってしまったというところになります。

あと什器のほうにつきましては、見積りの徴収ですとか、その選定に関わる全体的な金額の調整にちょっと時間を要してしましまして、今回、追加補正という形での提案とさせていただいているのですけれども、ただ、今後の資材の確保、それから、様々なものの、業務の着手も考えていきますと、やはり今回の第4回定例会が時期的にもリミットとなっておりますことから、今回最終日の提案とさせていただいたところでございます。

○松浦敏司委員 理由としてはわかりました。

ただ、日本には悪い例が今ありましてね、関西万博なんかもそうですけれども、小出しでいつの間にか2倍に膨れ上がるというようなこともあって、そんなことを私は見ている、そうならなきゃいいなというふうに思って、素朴に思っているわけです。

やはり、同じとは言いませんけれども、当初の建設予定額からすると、今先ほど澤谷委員の質疑の中でトータルすると73億という形になったのですけれども、当初予算は、40数億、約50億近くかなと思ったのですが、その辺まず確認したいと思います。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 建設部分の実設計の数字といえますか、金額なのですけれども、建築工事分、それから外構工事、それからその他費用としまして工事監理、什器備品、それから引越し費用という形で乗っかっているのですけれども、こちらのほう当初、57億300万円という計画の金額となっております。ネットワークは除くという形になっておりまして、もともと、実施設計額に庁内ネットワーク工事費等は含まれておりませんというただし書がございますので、建設費用と、それから什器備品と、それと今回の引越し費用という部分では、比較等すべき項目で対応しますと57億300万円という金額になります。

○松浦敏司委員 ちょっと私の記憶が間違っていたのもありますし、いずれにしても57億、そのほかにセキュリティーの関係があったということで理解しました。

それで、この新庁舎情報システム整備事業の中で4億5,664万のうち、翌年度繰越が4億4,921万1,000円ということで年度内に支出するのは742万9,000円というふうになるのかなと思うのですが、これ年度内に使う内容っていうのはどんな内容なんですか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 5年度に完了をする事業につきましては、まず、グーグルワークスペースの職員研修としまして488万円程度、それから備品購入としまして個人認証キーが206万円、それからモバイルルーターを20台購入予定ですので41万円程度の金額が5年度に実施する事業として予定しております。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

それで、今のこの情勢なので、いろいろな点で支出が増えていくっていうのはわからないわけではないのですが、とにかく極力、市民の税金ですので安く抑えなければならない。しかし、かけるところはかけなきゃならない、そういうところも当然ありますから、後から後悔しないような形も必要だというふうにも思います。そういう意味では、やるべきことはやるというふうな形でないと市民は納得しないと思うので、ちょっとその点ぜひ注意しながら、今後取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 松浦委員からもいろいろとあり

ました。私もぜひ大変でしょうけれども、建てなければならない施設ですから、ぜひ効率良く原課のほうで対応も含めていただいていると思いますが、さらにまた御尽力いただければと、こんなふうに思います。

それで繰越ですから、先ほど、例えば約780万程度は令和5年度で消化する金額がありました。ほかの繰越の金額は、これ年度内に契約できるものはやっぱりするっていう考えでいるということなんでしょうか。なぜかといいますと、これは私、手前勝手ですけれども、なるべく早く契約をですね、業者を決めて契約した方がこれからどういう状況が待っているかはわからないのですが、相当の値上げとか、いろいろな部分が出てきた場合についてはもちろん、その率によっては、公共事業ですから対応していかなくちゃならないことももちろんあると思いますが、なるべく早く契約をすることによって、後でいろいろなものが生じたときに対応できる可能性というのはあるのだろうと、こんなふうにちょっと私自身思うので、なるべく早く発注して工事契約をやる考えで原課としているのかどうか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 今回、繰越しという予算、明許繰越という形で大方の金額を提案させていただいているのですけれども、やはり目的としましては、その日にやることを、実施することをわかっていながら待つのではなくですね、早めに人手不足というところの確保、人の確保という部分もございますし、やはり資材ですね、資材についても、やはり早めに確保できるものについては、できるようになっていう形ですね、今回この時期に提案させていただきました。中にはですね、例えば引越しにかかる段ボールも、もう何か月前から発注かけないと間に合いませんとか、そういうような、ネットワークの機材につきましても、やはり特殊っていうか、そんなに回るような機械ではございませんので、やはりある程度の日数いるよというようなお話も頂いておりますので、確実にその移転まで終了するような形で予算組みを、予算執行をしてまいりたいというふうに考えております。

○山田庫司郎委員 原課のほうも、きちっと考えていただいているようですから、ぜひ早めの対応を含めてできるものはしていただきたいと、こんなふうに思います。

それで、僅かなことでちょっと確認ですが、債務

負担行為の中でこれ限度額ですから、2,154万1,000円というのが債務負担行為の限度額、改正になりますね。それで実際、備荒資金に整備でかかるのは5年間で2,160万9,000円と。6万8,000円の金額ちょっと開きがあるのですが、これ大したことないことなのではないでしょうか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 今回、備考資金を利用させていただき金額は、もともと、2,061万を予定しております、その分の利息が発生して5年度、6年度から9年度まで2,160万9,000円を……その差額の6万8,000円はですね、今年度の利息になりますので、備品購入費のほうに6万8,000円は含まれた形となっております。

○山田庫司郎委員 はい、わかりました。

ぜひ工事、早めに対応していただくことをお願いして質問を終わります。

○井戸達也委員長 ほかに。

○小田部照委員 すいません。

ちょっと、最終的に1点確認しておきたいのが、これ、想定を上回るほど物価の高騰でさっき73億という数字が出ていました。これ、引越し費用込みでトータルの数字なのだと思いますけれども、完全に庁舎ができ上がって引越しするまでにこれ以上のものにはならないという想定でよろしかったですか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 最後の移転までという形で、新庁舎移転までという形で現時点でわかり得る金額で算出させていただいております。

ただ、今後の様々な物価上昇という部分については見えない部分がございますので、そのような状況が発生した場合につきましては、また、補正予算等で対応させていただきたいというふうに考えております。

○小田部照委員 今後の情勢によって物価が上がると、またこの73億がもっと上回ってしまうということも想定しなきゃいけないということなのではないでしょうか、かなり何ていうのですかね、情勢次第ですね。大変な状況になってしまっているけれども、何とか決めたことですので、市民の皆さん理解してもらえないんですが、わかりました。その都度また議論させていただきます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 すみません。

私もちょっと確認だけさせていただきます。

今の御答弁の最初に、小松次長のほうから選んだ

グーグル何とかっていうシステムがあまり事例がなかったというんでしょうか、利用が少なかったのかな、わかんないのだけれども、それを選んだ、多分、そういうにお強い次長ですので、多分良いものを選んでくれたと思うのですが、金額的には、ほかの庁舎の方々が使っている既存のシステムとは、相当金額的には、こちらは高いものというふうに考えていいのでしょうか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 グーグルの選定につきましては、6月の補正予算です、そこ時点で端末とライセンスっていう部分は補正予算で対応させていただいている部分なんですけれども、今回のネットワークの敷設につきましては、非常に高額とは認識しております。補正額4億5,600万円のうち、3億2,000万程度がネットワークの敷設工事、それからサーバー類、現行使っているサーバー類の移転の費用ということになります。ほとんどはネットワーク敷設、新しい建物に新しい線と情報機器がないとそのまま機械を持って、端末を持っていても使えないということになりますので、そこは並行して、新築に合わせて敷設する形になりますので、ちょっと高額となっております。

今回、ネットワークにつきましても今後、基幹システムの標準化、2年後に予定されている国のほうでの基幹システムの標準化などそれから、あとはやっぱり通常職員が利用できる、利用する業務系のネットワークの構成もですね、これからインターネットを活用していくようなモデルへということで新庁舎への移転を機にですね、基盤を整備しようとするものなのですが、やはり世の中の流れをくみますと、やはり必要な、今後主流になるような施設設備のかなというふうに考えておまして、何ができるかというふうになりますと、業務で使っている端末をクラウドでグーグルの端末にするということになりますので、新庁舎ではですね、クラウドネイティブなグーグルワークスペースのグループや機能を使いまして、庁内で情報を共有しながら、新たな働き方として、座席や端末に捉われない、固定端末に捉われない働き方も可能になるというところでございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、お諮りをいたします。

議案第10号令和5年度網走市一般会計補正予算

中、新庁舎開設準備室関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

それでは、これもちまして総務経済委員会を終了いたします。

午前 11 時 56 分閉会
